

茨城県報 第81号

平成元年10月16日

月曜日

目次

告示

●公園事業の一部決定(環境管理課).....	1	ページ
●字の区域及び名称の一部変更(4件)(地方課).....	2	
●換地計画の適当決定(農地管理課).....	9	
●松くい虫防除の知事命令に関する区域等の公表(林業課).....	9	
●都市計画事業の認可(都市計画課).....	12	
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	13	
●道路の供用開始(3件)(").....	14	

公告

●茨城県立職業訓練校訓練生の入校選考(職業能力開発課).....	16
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	17
●道路位置の指定(3件)(").....	18

正誤

●平成元年9月25日付け茨城県報第75号中.....	18
----------------------------	----

告示

茨城県告示第1141号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定により奥久慈県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、当該公園事業の位置を表示した図面は、茨城県環境局環境管理課及び大子町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内 精一

事業の種類	事業地
車道	起 点 久慈郡大子町上野宮(腐沢)
	終 点 同 上 (県境)



茨城県告示第1142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により友部町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

大字湯崎字割塚 1087の1, 1092の2, 1092の5, 1092の8, 1092の11,
1107の1から1107の3まで, 1108の2, 1108の3, 1109の
6

上記を大字湯崎字三王台に変更

茨城県告示第1143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により常陸太田市長から同市内の町及び字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

谷河原町字刃谷ツ 380の5, 384の1, 385, 386, 387の1, 388の1, 388
の1, 392, 401の1, 402, 403の1, 409の1, 420の1, 4
21, 421の1, 422, 425の1

” 字綱谷ツ 389, 390の1, 393から395まで, 397の2, 398から400
まで, 410の4, 411の1, 412から414まで, 417, 418の1,
419の1, 426, 428

” 字糠塚 430, 430の2, 431, 432の1, 433の3, 434, 435, 43
5の1, 439の1, 442の1, 442の7

” 字ヌカツカ 424の1

及びこれに伴う国有地の道路の一部を天神林町に変更

天神林町字藤谷 847の1から847の3まで, 868, 870, 874, 877, 879の1,
879の口, 880の1, 880の口, 886から890まで, 892, 897,
898, 899の口, 900, 901の1, 901の口, 902の1, 902の
口, 903, 903の内1, 905から913まで, 915, 916, 937の
1, 938, 939

” 字藤谷津 848の1, 848の2, 849の1から849の3まで, 850の1, 85
0の3, 851の1, 851の3から851の5まで, 852の1, 853の1,
854の1, 859の2, 859の3, 865, 867, 871から873まで,
875, 876, 878, 881から885まで, 891, 893, 894

” 字藤谷ツ 855, 858の2, 864, 869, 895, 896, 899の1, 904,

914, 923の1, 940から943まで, 944の1, 945から950まで, 950の1, 951から955まで, 956の1から956の3まで, 957の1, 957の2, 958から968まで, 969の1, 969の2, 970の1から970の3まで, 971の1, 971の2, 972から975まで, 976のイ, 976のロ, 977, 978の1, 978の2, 979, 980の1, 980の2, 981の1, 981の2, 982の1から982の4まで, 983の1から983の3まで, 984, 985, 986の1, 986の2, 987, 988の1から988の3まで, 989から997まで, 998の1, 998の2, 999の1, 999の2, 1000の1, 1000の2, 1001の1から1001の3まで, 1002, 1003, 1004の1から1004の3まで, 1005の1から1005の3まで, 1006, 1009の1, 1010の1, 1010の2

天神林町字台中

1025の1, 1025の2, 1025の4, 1025の5, 1026の1から1026の7まで, 1027の1から1027の6まで, 1028のイ, 1028のロ, 1031の1, 1041の1, 1042から1044まで, 1045のイ, 1045の2, 1045の3, 1046のイ, 1046の2, 1051の内1, 1051の2, 1052, 1059のイ, 1059のロ, 1060のイ, 1060のロ, 1061のイ, 1061のロ, 1062のイ, 1062の1, 1063のロ, 1063の1, 1063の2, 1064, 1065の1, 1066, 1066の1

” 字長尾

1190のハ, 1190の2, 1195から1197まで, 1197の1, 1198から1201まで, 1202の1から1202の4まで, 1203の1, 1203の2, 1204のイ, 1204のロ, 1205の1から1205の3まで, 1206の1から1206の3まで, 1207の1から1207の5まで, 1208から1215まで, 1216のイ, 1216のロ, 1217の1から1217の3まで, 1218から1222まで, 1223の1, 1223の2, 1224の1から1224の3まで, 1225の1から1225の3まで, 1226の1から1226の3まで, 1227の1から1227の3まで, 1228の1から1228の3まで, 1229のイ, 1229のロ, 1230, 1231, 1232のイ, 1232のロ, 1233, 1233のロ, 1234, 1235の1, 1235の4, 1236, 1237, 1238の1, 1238の2, 1239, 1310から1313まで, 1313の1, 1314から1324まで, 1325の1, 1326の1, 1326の2, 1327, 1327の内1, 1327の2, 1328から1334まで, 1334の1, 1335, 1336の1, 1336の2, 1337の1から1337の3まで, 1338から1345まで, 13

- 47から1349まで, 1349の内1, 1350のイ, 1350のロ, 1351のイ, 1351のロ, 1351のハ, 1352の1, 1352の内ロ, 1352の内ハ, 1352の4, 1353
- 天神林町字礼塚 1354, 1355の1, 1382, 1386, 1389, 1415, 1415の1, 1421, 1423, 1425, 1427, 1428, 1428の1, 1429の1, 1429の2, 1430, 1431のイ, 1431のロ, 1436, 1438, 1442から1444まで, 1445のイ, 1445のロ, 1446のイ, 1446のロ, 1447, 1449から1452まで
- ” 字竹ノ越 1453, 1454, 1456から1458まで, 1460, 1464, 1467の1, 1470の1, 1485から1488まで, 1493, 1496, 1497, 1524から1526まで, 1526のロ, 1527のロ, 1528, 1534のロ
- ” 字竹越 1472, 1494, 1495, 1522, 1523, 1527, 1529
- ” 字堂谷 1530, 1531, 1534, 1535, 1543, 1545の2, 1545の3, 1547から1558まで, 1566の2, 1567の1, 1567の2, 1568の1, 1568の2, 1569の1, 1569の2, 1570, 1571の1, 1571の2, 1573の1, 1573の2, 1574, 1574のロ, 1575のイ, 1575のロ, 1576, 1576の1, 1576の2, 1577, 1578, 1579の1, 1579の2, 1580の1から1580の3まで, 1582, 1583の1, 1583の2, 1584, 1585, 1586の1, 1586の2, 1587の1, 1587の2, 1588
- ” 字堂谷ツ 1538, 1572, 1581
- ” 字法師谷 1589の1, 1589の2, 1590から1593まで, 1593の2, 1594の1, 1594の2, 1595から1599まで, 1615, 1617のイ, 1617のロ, 1619から1624まで, 1626から1629まで, 1631, 1633, 1634, 1637から1639まで, 1639の4, 1640から1644まで, 1644のロ, 1645の1, 1645の2
- ” 字穴田 1646の1, 1646の2, 1653, 1654, 1659, 1666から1669まで, 1670の1, 1670の2, 1671から1676まで, 1677の1から1677の3まで, 1678の2, 1678の3, 1679の2, 1680の2, 1680の3, 1681の2, 1682の2, 1686, 1691, 1692, 1695の1, 1698, 1699, 1699の1, 1700から1705まで, 1706のイ, 1706のロ, 1708の1から1708の3まで, 1709, 1710, 1712のロ, 1714, 1715, 1722, 1723
- ” 字猪谷ツ 1724から1726まで, 1728の2, 1728の3, 1737から17

- 46まで, 1749から1751まで, 1753, 1758から1760まで,
 1762から1766まで, 1768, 1769の1から1769の3まで
 天神林町字猪谷 1729の1から1729の3まで, 1730の1, 1730の2, 1731か
 ら1736まで, 1747, 1748, 1752, 1754から1757まで,
 1761, 1767
- ” 字猪ノ手 1770, 1771の1, 1772から1774まで, 1775のイ, 177
 5のロ, 1776, 1778, 1778の1, 1779から1781まで, 17
 83, 1788, 1848の2, 1857の1, 1863の2, 1940の1,
 1947の1, 1947のロ
- ” 字イノテ 1776の1, 1777の1から1777の3まで, 1781の1, 1943,
 1944, 1945のイ, 1945のロ, 1946のイ, 1946のロ, 194
 6の内ハ, 1949の1, 1949のロ
- ” 字順礼坂 681の2, 686の2, 687の2, 691の2
 及びこれに伴う国有地の道路の一部, 水路の全部の小字を廃止する。

茨城県告示第1144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により常陸太田市長から土地改良事業に伴い, 同市内の町及び字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 馬場町字観音前 380の1, 381の2, 382の2, 383の1, 384の2, 385の1,
 386
- ” 字榎合 396の1, 397, 398, 399の1, 401から408まで, 409の内,
 410から424まで, 425の内, 426の内, 430の内
 及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を馬場町字馬場に変更
- 馬場町字榎合 409の内, 425の内, 426の内, 427から429まで, 430の内, 43
 1から437まで
- ” 字法花 846, 846の1
- 増井町字河岸合 1078, 1079, $\left. \begin{matrix} 1080 \\ 1081 \end{matrix} \right\}$, 1082から1086まで, $\left. \begin{matrix} 1087 \\ 1088 \\ 1089 \end{matrix} \right\}$, 1
 090, 1091の1, 1092の2, 1093の2, 1096の1, $\left. \begin{matrix} 1097 \\ 1098 \end{matrix} \right\}$,
 1099から1103まで, $\left. \begin{matrix} 1104 \\ 1105 \end{matrix} \right\}$, 1106から1108まで, 1109

の1, 1113から1119まで, $\left. \begin{matrix} 1120 \\ 1121 \\ 1122 \end{matrix} \right\}$, 1123から1127まで,
 $\left. \begin{matrix} 1128 \\ 1129 \\ 1130 \end{matrix} \right\}$, 1132, 1133, $\left. \begin{matrix} 1134 \\ 1135 \end{matrix} \right\}$, 1136, 1136の1, $\left. \begin{matrix} 11 \\ 11 \end{matrix} \right\}$
 $\left. \begin{matrix} 37 \\ 38 \end{matrix} \right\}$, 1139の2, 1139の3, 1140, $\left. \begin{matrix} 1141 \\ 1142 \end{matrix} \right\}$, 1143, 11
 44, $\left. \begin{matrix} 1145 \\ 1146 \end{matrix} \right\}$, 1147の2, 1148から1151まで, $\left. \begin{matrix} 1152 \\ 1153 \end{matrix} \right\}$, 1
 154, 1155の内, 1156の内

瑞竜町字六反田 1647から1654まで, $\left. \begin{matrix} 1655 \\ 1660 \end{matrix} \right\}$, 1657の2, 1659, 1661か
 ら1670まで, 1671の1, 1671の2

“ 字前谷津 1608から1610までの各内, 1612の内, 1613の内, 1635の内,
 1636の内, 1638のハの内

“ 字西作 1676の内, 1677から1680まで, 1681の1, 1681の2, 168
 3から1688まで, 1689の内, 1690, 1691の内, 1695の内
 及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を増井町字長尾に変更

瑞竜町字前谷津 1606, 1607, 1608から1610までの各内, 1611, 1612の
 内, 1613の内, 1614, 1628のホ, 1628のハ, 1634の2, 1
 635の内, 1636の内, 1637, 1638のハの内

“ 字西作 1674, 1676の内, 1689の内, 1691の内, 1692から1694ま
 で, 1695の内, 1696, 1698の2, 1718の2, 1719から17
 21まで, 1721の1, 1722から1731まで, 1731の1, 1732
 から1734まで

“ 字照井 1735の2, 1736から1746まで, 1747のイ, 1748, 1749,
 $\left. \begin{matrix} 1750 \\ 1751 \end{matrix} \right\}$

“ 字三反田 1752, 1753, 1753の1, 1754, 1754の1, 1755, 17
 55の1, 1756から1761まで, 1761の1, 1762から1766ま
 で, $\left. \begin{matrix} 1767 \\ 1768 \end{matrix} \right\}$, 1769, 1770

“ 字袖ヶ久保 1771の2, 1772の2

“ 字五反田 1776から1779まで, 1779の1, 1780から1783まで, 178
 3の1

“ 字入五反田 1784の4, 1784の5, 1785の1, 1785の4, 1786の2,
 1787の1, 1787の3, 1787の5, 1787のハ, 1787のチ, 1
 788から1791まで, 1791の1, 1792から1813まで,

“ 字釜額 2704の2

増井町字河岸合 1155の内, 1156の内, 1157から1163まで, 1164のイ, 11

65から1172まで，1173の2，1174の2，1180から1184まで，1186，1187

増井町字立石 1188，1189の1，1190の2

下大門町字南長尾 1720の内

及びこれに伴う国有地の道路，水路の全部を瑞竜町字谷津に変更

茨城県告示第1145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により日立市長から住居表示に伴い，同市内の町の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお，この届出に係る町の区域の一部及びその名称の変更の効力は平成元年11月6日から生ずるものである。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

変更前町名	区 域 の 説 明	変更後町名
小 木 津 町	市道第910号線南側～小木津町4134の2，同4134の1，同4133の10，同4133の9～市道第1026号線東側～小木津町4172の1～市道第1014号線西側～小木津町4194の31，同4194の29，同4194の28，同4194の31，同4194の27，同4194の26，同4194の25，同4194の24，同4194の31～市道第1014号線北側～小木津町86の6，同86の1，同91の1，同92の10，同92の1，同97の5，同97の4，同97の1，同98の1，同109の1，同101の2，同102の2，同103の1，同104の1，同106の1，同192の2，同193の4，同193の1，同194の2，同194の1，同195，同196～小木津町196の1，同197，同198に隣接する国有地の水路の南側～市道第942号線東側～市道第940号線南側～市道第1002号線東側～市道第938号線，同第991号線南側～小木津町12の3，同12の5，同12の2，同12の7，同3385の10～常磐線，市道第810号線，県道日立いわき線東側～小木津町4069の2，同4286の1，同4285の1，同4070，同4071で囲む区域	小 木 津 町 1 丁 目
小 木	小木津町316の4，同316の5，同316の6～市道第991号線，同第938号線南側～市道第1002号線東側～市道第940号線南側～市道第942号線東側～市道第945号線，同第938号線南側～常磐自動車道東側～東連津川南側～県道日立いわき線東側～小木津町1313の3，同1	小 木 津 町

津町	314の6, 同1313の4, 同1313の1, 同398の2, 同397の3, 同396の4, 同396の1, 同391, 同389の1～常磐線東側で囲む区域	2丁目
小木津町	市道第810号線南側～常磐線東側～市道第1054号線, 同第1057号線南側～市道第542号線東側～小木津町1456の3, 同1461の6, 同1461の1, 同1461の3, 同1463の8～市道第1048号線北側～小木津町1500の8, 同1500の7, 同1500の6, 同1500の5, 同1500の4, 同1500の3, 同1500の2, 同1500の1～市道第1101号線東側～小木津町1505～市道第1104号線南側～市道第1045号線東側～市道第1051号線南側～市道第1160号線東側で囲む区域	小木津町3丁目
小木津町	市道第810号線南側～市道第1160号線東側～市道第1051号線南側～市道第1045号線, 同1100号線東側～小木津町2075の2～市道第1130号線南側～市道第1128号線東側～小木津町2086, 同2091の1, 同2092の1～小木津町2105の2, 同2105の19, 同2105の7, 同2105の8に隣接する国有地の道路の北側～小木津町2110の6～市道第1140号線北側～小木津町2110の2, 同2121の2～国道6号線東側で囲む区域	小木津町4丁目
小木津町 日高町3丁目 の一部	市道第1245号線, 同第810号線南側～国道6号線東側～市道第1227号線南側～小木津町1913, 同1911, 同1910, 同1908, 同1902の2, 同1902の1, 同1901の3, 同1901の4, 同1896, 同1895, 同1894の2, 同1894の1, 同1893の1, 同1893の4, 同1893の3, 同1893の2～東連津川南側～小木津町2901の1, 同2901の2で囲む区域	小木津町5丁目

区域の説明欄中、地番はすべて当該町区域内に存し、かつ、同区域界に接している。

茨城県告示第1146号

平成元年8月25日付けで認可申請のあった高久崎地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内 精一

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年10月24日から平成元年11月16日まで
- 3 縦覧の場所 桂村役場

茨城県告示第1147号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第2項において準用する同法第3条第3項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は樹木を所有する者で、この公表した事項に関し不服があるものは、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 区域及び期間

(1) 区 域

高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、西茨城郡岩瀬町、多賀郡十王町、鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村、同郡大野村、同郡鹿島町、同郡神栖町、同郡波崎町、稲敷郡茎崎町、新治郡八郷町、真壁郡真壁町及び同郡大和村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期 間 平成元年11月10日から平成2年3月25日まで

2 森林病虫害等の種類

松 く い 虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤により防除すること又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書(別記様式)を提出しなければならない。

ただし、(3)により損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書(茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項(昭和52年茨城県告示第1258号)様式第1号又は第2号)を、当該措置を行った後、速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出するものとし、当該地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が3に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に掲げる期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき森林病害虫等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

別記様式

年 月 日

松 くい 虫 防 除 実 施 届 出 書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積 ヘクタール	樹 木 本 数		樹 木 の 材 積		
		種 別	数 量	単 価	金 額	
実施区域又は場所	実 施 期 間 月 日 から 月 日 まで	実 施 に 要 し た 費 用				
		人 夫 費	人	円	円	
		薬 剤 費		円	円	
		そ の 他		円	円	
		計		円	円	



茨城県告示第1147—2号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第4条の4第1項の規定により特別伐倒駆除の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第3項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は樹木を所有する者で、この公表した事項に関し不服があるものは、公表のあった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 区域及び期間

(1) 区 域

つくば市、鹿島郡神栖町、同郡波崎町及び稲敷郡茎崎町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期 間 平成元年11月10日から平成2年3月25日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存在する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破碎するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 その他必要な事項

(1) 2の掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 2に掲げる措置については、破碎後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるよう破碎を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに2に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、(4)により損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

(4) 2に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を、当該措置を行った後、速やかに2に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出するものとし、当該地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が2に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に掲げる期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき松くい虫被害対策特別措置法第10条の2第2項の規定による損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

別記様式

年 月 日

松 くい 虫 防 除 実 施 届 出 書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名 印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積		樹 木 本 数		樹 木 の 材 積	
	ヘクタール		本		立方メートル	
実施区域又は場所	実 施 期 間		実 施 に 要 し た 費 用			
			種 別	数 量	単 価	金 額
	月 日 から 月 日 まで		人 夫 費	人	円	円
			薬 剤 費		円	円
			そ の 他		円	円
			計		円	円

茨城県告示第1148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 施行者の名称 勝 田 市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画道路事業

3・3・33号東中根高場線

3 事業施行期間 平成元年10月16日から平成8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県勝田市大字稲田字原野及び字今鹿島並びに大字高場字鹿島谷津，字南下，字ホウへ下及び字稲荷塚地内

茨城県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は，平成元年10月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 道路の種類 県道

2 路線名 土浦大穂線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
つくば市大字上境 字馬観音64番1地先から つくば市大字上野 字向原678番1地先まで	旧	メートル 最大 11.8	メートル 630.0		
		最小 5.6			
つくば市大字上境 字馬観音64番1地先から つくば市大字上野 字向原678番1地先まで つくば市大字上境 字庚塚47番2地先から つくば市大字上野 字向原678番1地先まで	新	最大 11.8	630.0		迂回路設置のための 区域変更
		最小 5.6			
		最大 27.0	540.0		
		最小 7.0			

茨城県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は，平成元年10月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 道路の種類 県道

2 路線名 谷田部明野線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字松原 字台山1561番3地先から 真壁郡明野町大字松原 字台山1559番1地先まで	旧	メートル 最大 12.2 最小 11.4	メートル 112.5	
真壁郡明野町大字松原 字台山1561番3地先から 真壁郡明野町大字松原 字台山1559番1地先まで 真壁郡明野町大字松原 字台山1561番2地先から 真壁郡明野町大字松原 字台山1559番1地先まで	新	最大 12.2 最小 11.4 最大 11.4 最小 11.4	112.5 92.0	迂回路設置のための 区域変更

茨城県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年10月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道土浦大穂線
- 2 供用開始の区間
つくば市大字上境字庚塚47番2地先から
つくば市大字上野字向原678番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年10月16日

茨城県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年10月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道成田小見川鹿島港線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡神栖町大字筒井字東山1470番19地先から
鹿島郡神栖町大字筒井字大海道1708番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年10月16日

茨城県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年10月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 路 線 名 県道谷田部明野線

2 供用開始の区間

真壁郡明野町大字松原字台山1561番2地先から

真壁郡明野町大字松原字台山1559番1地先まで

3 供用開始の期日 平成元年10月16日



公 告

●平成2年度茨城県職業訓練校訓練生の入校選考

茨城県立職業訓練校訓練生の入校選考について、次のとおり実施する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 訓練科、訓練生の定員及び訓練期間

校 名	訓 練	養 成			訓 練		
	課 程	専 修 訓 練 課 程			普 通 課 程 第 1 類		
	訓 練 科 名	定 員	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月	定 員	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月
茨 城 県 立 日 立 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 科	30 人	1 年	4 月			
	金 属 加 工 科				15 人	2 年	4 月
	電 気 機 器 科				15 人	2 年	4 月
	計	30 人			30 人		
茨 城 県 立 鹿 島 産 業 技 術 専 門 学 院	金 属 加 工 科				15 人	2 年	4 月
	電 気 設 備 科				15 人	2 年	4 月
	自 動 車 整 備 科				15 人	2 年	4 月
	建 築 科				15 人	2 年	4 月
	計				60 人		
茨 城 県 立 下 館 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 科	30 人	1 年	4 月			
	溶 接 科	20 人	1 年	4 月			
	計	50 人					
茨 城 県 立 水 海 道 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 科				15 人	2 年	4 月
	板 金 科	20 人	1 年	4 月			
	建 築 科	20 人	1 年	4 月			
	計	40 人			15 人		
茨 城 県 立 三 和 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 科				15 人	2 年	4 月
	板 金 科	20 人	1 年	4 月			
	計	20 人			15 人		
合 計		140 人			120 人		

2 選考の方法等

項 目	内 容
選 考 日	平成 2 年 3 月 8 日（木）
選 考 場 所	入校を希望する産業技術専門学院
選 考 内 容	1 筆記試験 国語，数学 2 面接及び身体検査
合 格 発 表 日	平成 2 年 3 月 15 日（木）

3 受 験 資 格

中学校を卒業した者（平成 2 年 3 月卒業見込の者を含む。）又は、これと同等以上の学力を有する者と認められるもの。

4 入校願書受付期間及び提出先

- (1) 願書受付期間 平成 2 年 1 月 26 日（金）から平成 2 年 2 月 9 日（金）まで
- (2) 提 出 先 入校を希望する産業技術専門学院又は、公共職業安定所

5 提 出 書 類

- (1) 入校願書（県所定の用紙）
- (2) 職業相談票（乙）（公共職業安定所所定の用紙）

6 受 験 料 無 料

7 そ の 他 この選考において定員に満たない場合は、必要に応じて選考を行う。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
新治郡出島村大字加茂字原久保 5 3 0 2 番 1，5 2 9 9 番 1 9，同番 3 0
- 2 事業主の住所及び氏名
新治郡千代田村下稲吉 2 5 8 5 番地
タキロン株式会社 東京工場
取締役工場長 越 後 一 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字深谷字いノ区10番1, 同番4

2 事業主の住所及び氏名

静岡県磐田市明ヶ島1044番地

司運輸株式会社

代表取締役 小 泉 光 雄

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成元年10月16日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第759号	元.10.3	飯塚 かね	常陸太田市稲木 町223番地の1	常陸太田市木崎一町字 堤804番6, 807番5, 808番4	メートル 4.20	メートル 34.05
潮土木指令 第470号	元.9.27	大松 住安	東京都中央区日 本橋3丁目 8番14号	鹿島郡大野村大字津賀 字壺本松1899番63	4.20	88.00
" 第473号	元.10.3	堀田ひで子	鹿島郡鉾田町下 富田 932番地の25	鹿島郡鉾田町大字紅葉 字灰原久保955番25	6.20	56.20

正 誤

●平成元年9月25日付け茨城県報第75号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
12	上から17	代長取締役	代表取締役

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)